

新型コロナウイルス感染症関連情報

📢 広報 あさひまち

令和2年12月16日号

③

お知らせ板

発行 朝日町役場 〒990-1442 山形県西村山郡朝日町大字宮宿 1115 編集 政策推進課
朝日町ホームページ <https://www.town.asahi.yamagata.jp> TEL 67-2112
FAX 67-2117

発熱等の症状がある場合の相談・受診方法

▶相談・受診方法

○発熱などの風邪の症状がある場合には、**かかりつけ医療機関に必ず電話で受診相談（予約）してから**受診してください。

○事前に電話をしないで直接受診することは避けてください。

▶かかりつけ医療機関を持たない方、かかりつけ医療機関が休診の場合

○山形県受診相談コールセンターに電話してください。対応可能な医療機関を案内します。

▶連絡先

山形県受診相談コールセンター
☎0120-88-0006
(24時間対応・土日祝日も含む)

▶問合せ先

健康福祉課 保健医療係
☎67-2116

町補助事業（新型コロナウイルス対策関連）の申請はお済ですか

新型コロナウイルス感染症対策関連で実施している以下の町補助事業について、申請期限が迫っています。

該当事業者の方は、期限までに申請をお願いします。

○対象事業

①小規模事業主事業継続給付金

▶内容

2020年1月以降、1か月の事業収入が前年同月比で20%以上50%未満減少した事業者に対して給付金を支給

▶給付金額

法人：上限40万円、個人事業者：上限20万円

②感染症予防対策支援事業補助金

▶内容

新しい生活様式に対応するため、感染症予防対策経費（間仕切り、空気清浄機等）に対して補助

▶補助率等

補助率：10/10、上限30万円（下限2万円）

▶補助対象期間

令和2年4月7日～12月31日の間に購入・施工したもの（支払完了）が対象となります。

○申請期限

①②ともに令和3年1月15日（金）まで

▶申請・問合せ先

総合産業課 商工観光係
☎67-2113

○国の持続化給付金について

国が実施している「持続化給付金」につきましても、令和3年1月15日（金）が申請期限となっています。

該当する事業者の方は、持続化給付金ホームページまたは申請サポート会場にて申請してください。

▶申請サポート会場

archs senzoku-ya 2階（山形市本町2-4-15）
※申請する場合は、事前予約が必要です。

▶電話予約窓口

☎0120-279-292

農林漁業者向け支援（補助金・支援金）のお知らせ

①小規模事業主事業継続給付金（町）

売上が前年同月比 20%以上 50%未満減少している農林漁業者

▶支援内容及び申請期限

昨年 1 年間の売上げからの減少分を支給

法人：上限 40 万円、個人事業者：上限 20 万円

※申請期限：令和 3 年 1 月 15 日（金）

②持続化給付金（国及び町）

売上が前年同月比 50%以上減少している農林漁業者

※給付対象者は、新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少していることが要件です。申請時は、要件を満たしていることや、不正受給が判明した場合に返還等を行うこと等を宣誓する必要がありますので、自身で適正に判断した上で申請を検討してください。

▶支援内容及び申請期限

【国関連】

昨年 1 年間の売上から減少分を支給

法人：上限 200 万円、個人事業者：上限 100 万円

※申請期限：令和 3 年 1 月 15 日（金）

【町関連】

国の持続化給付金額の 20%を支給

※申請期限：令和 3 年 2 月 15 日（月）

▶①②に関する問合せ先

【国関連】

持続化給付金コールセンター ☎0120-115-570

JA さがえ西村山営農企画課 ☎86-8184

朝日営農生活センター ☎67-3535

【町関連】

農林振興課 農林振興係 ☎67-2114

③肥育農家の安定支援（牛マルキン補填への上乗せ）

価格の落ち込みが激しい和牛肥育農家

▶支援内容

県と町が補填されない 1 割部分の 1/2 ずつ支給

▶③に関する問合せ先

【県関連】

県畜産振興課 ☎023-630-2473

【町関連】

農林振興課 農林振興係 ☎67-2114

④農産物販売促進事業（町）

農産物の需要の落ち込みに対し積極的に対応する農業者

▶支援内容

商品のパッケージデザインや農家のホームページを新たに委託作成する費用の 1/2（上限 20 万円）を支給

▶④に関する問合せ先

農林振興課 農林振興係 ☎67-2114

⑤経営継続補助金（町）

感染拡大防止対策とともに経営継続に向けた取り組みを行う農林漁業者

▶支援内容

(1) 認定農業者

経営継続補助金の補助残の 1/5（上限 50 万円）

(2) 認定農業者以外

経営継続補助金の補助残の 1/8（上限額 30 万円）

▶⑤に関する問合せ先

農林振興課 農林振興係 ☎67-2114

新型コロナウイルス感染症拡大による令和 3 年度固定資産税軽減について

▶対象者

令和 2 年 2 月から 10 月までの任意の連続する 3 か月間の事業収入が、前年同期と比べて 30%以上減少している中小事業者など

▶対象資産 事業用家屋および設備等の償却資産

▶軽減率

①事業収入の減少率が 30 以上 50%未満の場合

軽減率…2 分の 1

②事業収入の減少率が 50%以上の場合

軽減率…全額

▶必要書類

認定経営革新等支援機関等（税理士、公認会計士等）による確認を受けた申告書ほか

▶提出期間

令和 3 年 1 月 4 日（月）～ 2 月 1 日（月）

※償却資産申告書と同じ提出期限となります。

▶その他

申告書様式は町ホームページもしくは担当課で取得してください。

▶問合せ先 税務町民課税務係 ☎67-2107